



# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金)  
第7774号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (193) (景観まちづくり課) .....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の廃止 (194) (経営支援課) .....	2
	県営土地改良事業計画の変更 (195) (耕地課) .....	2
	土地改良法による換地処分 (3件) (196~198) (〃) .....	2
	国土調査の成果の認証 (199) (〃) .....	3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (200) (管理課) .....	4
	県道の路線の認定の一部改正 (3件) (201~203) (道路企画課) .....	4
	土砂災害警戒区域の指定 (204) (治山砂防課) .....	6
内水面漁	コイの持ち出し等の禁止等に関する指示 (1) .....	7
管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (2) .....	8
議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (2) (総務課) .....	9
	鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正 (3) (〃) .....	9
公 告	公の施設の指定管理者の指定 (空港港湾課) .....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第193号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の氏名  
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
米子境港都市計画流通業務団地造成事業 米子流通業務団地造成事業
- 3 事業施行期間  
平成9年12月2日から平成41年3月31日まで  
(変更前 平成9年12月2日から平成21年3月31日まで)
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

**鳥取県告示第194号**

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について。以下「旧告示」という。)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日以前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、旧告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第195号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業日野川左岸地区農業用排水施設整備、農道整備、区画整理、暗渠排水整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成18年3月31日から同年4月20日まで

## 3 縦覧に供する場所

伯耆町役場、江府町役場及び日野町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第196号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大谷地区(第2工区)の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第197号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区(第19工区)の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第17工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第199号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成15年度から 平成17年度まで	鳥取市（福部町左近の一部） の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町左近の一部	平成18年 3月31日
〃	平成16年度から 平成17年度まで	鳥取市（福部町蔵見の一部） の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町蔵見の一部	〃
〃	〃	鳥取市（福部町南田及び福 部町中の各一部）の地籍図 及び地籍簿	鳥取市福部町南田及び福部 町中の各一部	〃
〃	平成13年度から 平成17年度まで	鳥取市（福部町中及び福部 町久志羅の各一部）の地籍 図及び地籍簿	鳥取市福部町中及び福部町 久志羅の各一部	〃
〃	平成16年度から 平成17年度まで	鳥取市（国府町神垣の一部） の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町神垣の一部	〃
〃	〃	鳥取市（用瀬町別府の一部） の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町別府の一部	〃
〃	平成15年度から 平成17年度まで	鳥取市（気高町日光及び気 高町下坂本の各一部）の地 籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光及び気高 町下坂本の各一部	〃
米 子 市	平成12年度から 平成17年度まで	米子市（富益町の一部）の 地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	〃
倉 吉 市	平成15年度から 平成17年度まで	倉吉市（桜、服部、岡及び 福積の各一部）の地籍図及 び地籍簿	倉吉市桜、服部、岡及び福 積の各一部	〃
〃	平成16年度から 平成17年度まで	倉吉市（関金町堀及び関金 町今西の各一部）の地籍図 及び地籍簿	倉吉市関金町堀及び関金町 今西の各一部	〃
八 頭 町	平成12年度から	八頭町（花原の一部）の地	八頭町花原の一部	〃

	平成17年度まで	籍図及び地籍簿		
日 南 町	平成16年度から 平成17年度まで	日南町（矢戸の一部）の地 籍図及び地籍簿	日南町矢戸の一部	”
”	平成15年度から 平成17年度まで	日南町（阿毘縁の一部）の 地籍図及び地籍簿	日南町阿毘縁の一部	”
日 野 町	平成16年度から 平成17年度まで	日野町（久住の一部）の地 籍図及び地籍簿	日野町久住の一部	”

**鳥取県告示第200号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 処分をした年月日

平成18年3月27日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

株式会社アリモト 代表取締役 有本浩幸

鳥取市国安959 - 3

鳥取県知事（般 - 15）第188号及び鳥取県知事（特 - 15）第188号

## 3 処分の内容

平成18年3月30日から同年4月13日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

## 4 処分の原因となった事実

同社は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所の発注する鳥取自動車道布袋改良工事において、入札参加資格（配置予定技術者の能力）を満たしていないにもかかわらず、入札参加資格があるように入札参加資格確認書類に虚偽の記載をして提出した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

**鳥取県告示第201号**

昭和33年鳥取県告示第232号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点				終 点	
略				略			
108	印賀奥出雲線	日野郡日南町 (鳥根県仁多郡奥出雲町)		108	印賀横田線	日野郡日南町 (鳥根県仁多郡奥出雲町)	

**鳥取県告示第202号**

昭和34年鳥取県告示第528号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点				終 点	
72	若桜下三河線	八頭郡若桜町 (兵庫県佐用郡佐用町)		72	若桜南光線	八頭郡若桜町 (兵庫県佐用郡佐用町)	

**鳥取県告示第203号**

昭和41年鳥取県告示第67号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点				終 点	
103	若桜湯村温泉線	八頭郡若桜町 (兵庫県美方郡新温泉町)		103	若桜温泉線	八頭郡若桜町 (兵庫県美方郡新温泉町)	

	泉町)			泉町)	
--	-----	--	--	-----	--

### 鳥取県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

#### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

#### (3) 土砂災害警戒区域の名称

荒神谷 ( - 1 - 4 - 26 - 1)、寺谷 ( - 1 - 4 - 26 - 2)、山越山 ( - 1 - 4 - 26 - 3)、豆腐屋 ( - 1 - 4 - 26 - 4)、酒屋側谷 ( - 1 - 4 - 26 - 5)、吉谷 ( - 1 - 4 - 26 - 6)、石井谷 ( - 1 - 4 - 26 - 7)、古寺谷 ( - 1 - 4 - 26 - 8)、谷川谷 ( - 1 - 4 - 26 - 9)、長砂谷 ( - 1 - 4 - 26 - 10)、水蓮谷 ( - 1 - 4 - 26 - 11)、大木谷 ( - 1 - 4 - 26 - 12)、奥屋敷谷 ( - 1 - 4 - 26 - 13)、美吉谷 ( - 1 - 4 - 26 - 14)、屋敷通り谷 ( - 1 - 4 - 26 - 15)、中の谷 ( - 1 - 4 - 26 - 16)、大谷 ( - 1 - 4 - 26 - 17)、奈屋谷 ( - 1 - 4 - 26 - 18)、奥陰田谷 ( - 1 - 4 - 26 - 19)、祇園谷 ( - 1 - 4 - 26 - 20)、奈喜良 ( - 1 - 4 - 26 - 21)、日原 ( - 1 - 4 - 26 - 22)、宗像1 ( - 1 - 4 - 26 - 23)、宗像2 ( - 1 - 4 - 26 - 24)、奥陰田 i ( - 1 - 4 - 26 - 25)、美吉 i ( - 1 - 4 - 26 - 26)、美吉 ii ( - 1 - 4 - 26 - 27)、長砂町 i ( - 1 - 4 - 26 - 28)、日原 i ( - 1 - 4 - 26 - 29)、奥谷 i ( - 1 - 4 - 26 - 30)、奥谷 ii ( - 1 - 4 - 26 - 31)、酒屋側 i ( - 1 - 4 - 26 - 32)、吉谷 i ( - 1 - 4 - 26 - 33)、橋本 ( - 1 - 4 - 26 - 3)、宗像4 ( - 1 - 4 - 26 - 5)、宗像3 ( - 1 - 4 - 26 - 6)、外輪谷 ( - 1 - 4 - 26 - 9)、三崎谷 ( - 1 - 4 - 26 - 11)、陰田町 i ( - 1 - 4 - 26 - 12)、目久美 i ( - 1 - 4 - 26 - 13)、美吉 iii ( - 1 - 4 - 26 - 14)、宗像 i ( - 1 - 4 - 26 - 15)、酒屋側 ii ( - 1 - 4 - 26 - 16)、古市 i ( - 1 - 4 - 26 - 17)、吉谷 ii ( - 1 - 4 - 26 - 18)、吉谷 iii ( - 1 - 4 - 26 - 19)、岡成 i ( - 2 - 27 - 26 - 20)、石州府 i ( - 2 - 27 - 26 - 2)、古市 ( - 1 - 4 - 26 - 1)、陰田町 ii ( - 1 - 4 - 26 - 2)、長砂町 ii ( - 1 - 4 - 26 - 3)、長砂町 iii ( - 1 - 4 - 26 - 4)、長砂町 iv ( - 1 - 4 - 26 - 5)、新山 i ( - 1 - 4 - 26 - 6)、新山 ii ( - 1 - 4 - 26 - 7)、新山 iii ( - 1 - 4 - 26 - 8)、古市 ii ( - 1 - 4 - 26 - 9)、古市 iii ( - 1 - 4 - 26 - 10)、古市 iv ( - 1 - 4 - 26 - 11)、吉谷 iv ( - 1 - 4 - 26 - 12)、吉谷 v ( - 1 - 4 - 26 - 13)

#### (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

#### 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

#### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

#### (3) 土砂災害警戒区域の名称

上粟島地区 ( - 862)、祇園町地区 ( - 863)、祇園町2地区 ( - 864)、祇園町3地区 ( - 865)、祇園町4地区 ( - 866)、陰田地区 ( - 867)、祇園町5地区 ( - 868)、口陰田地区 ( - 869)、陰田2地

区 ( - 870)、奥陰田地区 ( - 871)、奥陰田 2 地区 ( - 872)、酒屋側地区 ( - 873)、榎原地区 ( - 874)、大袋地区 ( - 875)、大袋 2 地区 ( - 876)、上安曇地区 ( - 877)、上安曇 2 地区 ( - 878)、別所地区 ( - 879)、青木地区 ( - 880)、尚徳地区 ( - 881)、諏訪地区 ( - 882)、諏訪神社地区 ( - 883)、福市一区第 2 地区 ( - 884)、福市一区第 3 地区 ( - 885)、諏訪第 3 地区 ( - 886)、諏訪第 2 地区 ( - 887)、福市一区 B 地区 ( - 888)、福市地区 ( - 889)、日原地区 ( - 890)、日原 2 地区 ( - 891)、石井地区 ( - 892)、奥谷地区 ( - 893)、大谷地区 ( - 894)、大谷 2 地区 ( - 895)、美吉地区 ( - 896)、美吉 2 地区 ( - 897)、美吉 3 地区 ( - 898)、美吉 4 地区 ( - 899)、観音寺地区 ( - 900)、観音寺 3 地区 ( - 902)、道笑町地区 ( - 903)、道笑町 2 地区 ( - 904)、陽田地区 ( - 905)、博労地区 ( - 907)、勝田 2 地区 ( - 908)、勝田 3 地区 ( - 909)、別所 2 地区 ( - 1161)、福市 2 地区 ( - 1162)、福市 3 地区 ( - 1163)、彦名地区 ( - 1424)、久米町地区 ( - 1425)、久米町 2 地区 ( - 1426)、祇園町 6 地区 ( - 1427)、大谷 3 地区 ( - 1428)、陰田 3 地区 ( - 1429)、目久美地区 ( - 1430)、榎原 2 地区 ( - 1431)、吉谷地区 ( - 1432)、宗像地区 ( - 1433)、下安曇地区 ( - 1434)、上安曇 3 地区 ( - 1435)、諏訪 2 地区 ( - 1436)、久米町 3 地区 ( - 2858)、久米町 4 地区 ( - 2859)、久米町 5 地区 ( - 2860)、愛宕町地区 ( - 2861)、愛宕町 2 地区 ( - 2862)、大谷 4 地区 ( - 2863)、大谷 5 地区 ( - 2864)、宗像 2 地区 ( - 2865)、日原 3 地区 ( - 2866)、新山地区 ( - 2867)、新山 2 地区 ( - 2868)、新山 3 地区 ( - 2869)、榎原 3 地区 ( - 2871)、榎原 4 地区 ( - 2872)、長砂地区 ( - 2873)、下安曇 2 地区 ( - 2874)、下安曇 3 地区 ( - 2875)、上安曇 4 地区 ( - 2876)、上安曇 5 地区 ( - 2877)、日原 4 地区 ( - 4274)、日原 5 地区 ( - 4275)、美吉 5 地区 ( - 4276)、奈喜良地区 ( - 4277)、尾高地区 ( - 4278)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 1 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成18年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

#### 1 指示内容

##### (1) コイの持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会 (以下「委員会」という。) が指定する範囲 (以下「当該水域」という。) から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

##### (2) コイの放流等の制限

ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内公共水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内公共水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成18年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成18年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貫橋より下流の千代川本流
- (2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と八東川の合流点より上流の八東川本流及び大口堰から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路
- (3) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続するすべての用水路
- (4) 鳥取市の湖山池
- (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続するすべての用水路
- (6) 安井井手と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (7) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続するすべての用水路
- (8) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続するすべての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続するすべての用水路
- (11) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路
- (12) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (13) 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川
- (14) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続するすべての用水路
- (15) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
- (16) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
- (17) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続するすべての用水路
- (18) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続するすべての用水路
- (19) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流
- (20) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
- (21) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川



(22) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川

(23) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続するすべての用水路

## 議 会 告 示

### 鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、 <u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局</u> を経由して提出することができる。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県総務部県民室、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、 <u>日野総合事務所県民局又は八頭県民局</u> を経由して提出することができる。

#### 附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

### 鳥取県議会告示第3号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
(収支報告書の閲覧等) 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、鳥取県総務部県民室、 <u>東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野</u>	(収支報告書の閲覧等) 第3条 略 2～6 略 7 前項第1号の申込書は、鳥取県総務部県民室、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、 <u>日野総合事務所県民局又は八頭県民局</u> を経由して提出す

総合事務所県民局を経由して提出することができる。 | することができる。

8 略

8 略

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称  
鳥取県立みなとさかい交流館
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
境港管理組合  
管理者 片山 善博  
境港市大正町215
- 3 指定の期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで